

# 牟田事務所 許可通信

<http://homepage3.nifty.com/doricamu21>

2013, 10

【建設】 【運送】 【産廃】 【風営】

通報!

## ★建設業★

国交省と厚労省一タッグを組む! 良くも悪くも!

### 新規許可と更新許可

建設業の許可申請時に、社会保険の加入状況（会社が健康保険、厚生年金、雇用保険にはいつているかどうか）を報告しなければならなくなって、まもなく1年が経とうとしています。もし、会社が社会保険に未加入であれば、愛知県（もしくは国交省）は、監督官庁（厚労省 具体的には管轄の年金事務所）に「この会社は社会保険未加入ですよ」と**通報**することになっています。これが、国交省と厚労省のタッグ第一弾とするならば、タッグ第二弾は朗報といえるかもしれないですね。実際には「東京ソフト」という会社が年金事務所から委託を受けて、事業所を訪問追跡をしています。東京ソフトの社員が来訪したとしても「そんな会社聞いたことないぞ、詐欺じゃないのか!」と、おっしゃいませんように～



さて、次のタッグ第二弾とは

### 「建設労働者確保育成助成金」です

人材不足の状況にあえぐ建設業界…なんとかして雇った従業員を今度は育てていかなければなりません。人材育成までなかなか頭が回らないのが現状ではないでしょうか?

そこで登場したのが「建設労働者確保育成助成金」です。

技能検定、登録基幹技能者講習が対象となります。講習を受講した経費とその講習を受けた日の賃金を助成するものです。

経費助成	講習に要した実費相当額の9割 (登録教習機関または登録基幹技能者講習実施機関に委託する場合は7割)
賃金助成	建設労働者1人1日当たり7,000円 上限は20日分 (1日3時間以上講習の受けた場合を1日とみなします)

詳しくは牟田事務所までお電話ください。



## ★運送業★ 変更届出ていますか～？ 利用運送



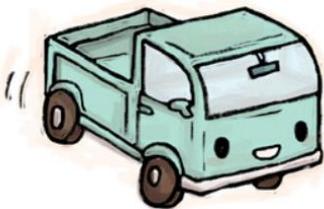
一般貨物運送事業の許可を持っている事業所様！  
みなさん利用運送はもっていますか？

利用運送とは、会社や個人の方から依頼を受け、運賃・料金を受け取って、自らが運送責任を負いつつ、他の運送事業者に貨物の運送を委託して運送する事業です。いわゆるアンダー。業界でいうところの水屋と呼ばれるもの。

牟田事務所で許可申請をした方は利用運送がついていることと思います。

しかし変更があった場合、届け出をしていますか？名称や住所、保管施設に変更がある中で特に注意したいのが、利用する運送を行う実運送事業者又は貨物利用運送事業者との契約内容が変わった場合。そして、利用する運送会社を変更あるいは追加した際も変更届と利用運送契約書を各地方運輸支局へ提出します。

＼何はこびましょう？／



一般貨物自動車運送事業において、事業計画変更認可申請があった場合・・・

営業所・休憩室等移転し、住所変更がされた場合

➡ **利用運送の住所を変更していなかった！**

営業所を新設した場合

➡ **利用運送がついていなかった！**なんてことが。

特に、利用運送は各営業所で申請する必要がある為、新しく営業所を増やした際申請されていなかった！ということが見受けられます。

自社の利用運送について気になる方は過去の許可・認可申請を確認ください。

不明な点は牟田事務所でも確認させていただきます(^ω^)/

また、利用運送は貨物の許可を持っていなくとも登録することが可能です。

しかし同様に利用運送だけをお持ちの方も、契約書に変更等があった場合や住所等変更があった場合は届出をしなければなりません。

また、利用運送に係る運送機関の種類や、利用運送の区域・区間、及び業務範囲がない場合は貨物利用運送事業法代表取締役66条1項により、50万円以下の罰金が科されます。

住所や契約の変更を届出していない場合は第68条1項により50万円以下の過料が科されます。

各営業所に利用運送がないという方は早めにお手続きを！



## 社内休憩が車内休憩!?

ドライバーさんが営業所に戻ってきて休憩するスペースはきれいに保っていますか？

耳にした話・・・いつもドライバーさんは車庫のトラックで寝ている。これから冬がきたら寒いのに(;0;)そして休憩室や睡眠施設はどうなっているのかと見てみると散らかり放題(;一一)これではドライバーさんがかわいそう！

休憩室がきれいなら、お茶をしながらおしゃべりしたり、交流も深まることでしょう。会社の雰囲気もUPすること間違いなし。

それと、休憩室を会議や打ち合わせに使うのはNGです。巡回指導を休憩室で受けることがないように(一一)/^^~ピシー!ピシー!

自社の休憩室のお掃除や片付けも、さむ~い冬が来る前に行い、ドライバーさんのココロカラダ休まる場所を提供しましょう



## 平成25年度(下半期)運行管理者基礎講習開催 申込お忘れなく!!

### 1. 開催日及び会場

平成25年12月3日(火)~5日(木) 愛知県トラック会館

平成25年12月18日(水)~20日(金) 名古屋市公会堂

平成26年1月22日(水)~24日(金) 中部トラック総合研修センター

平成26年1月28日(火)~30日(木) 名古屋市公会堂

平成26年2月19日(水)~21日(金) 名古屋市公会堂

### 2. 申込期間

平成25年10月8日(木)~

注:いつも受付開始から3日ほどで満席となってしまいますので、受講希望の方はお早めにご予約下さい。インターネットで予約もできます。(http://www.nasva.go.jp/)



## 特殊車両通行許可 電子申請窓口が大混雑です

今年の1月から特殊車両の通行に関する指導要綱が改正され取締りが厳しくなりました。

それに伴って特殊車両通行許可申請の件数が急増しているそうです。

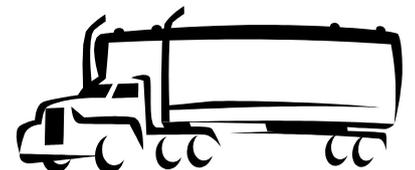
電子申請をしても内容を見てもらえるのは半月後・・・それから各道路管理者へ個別審査の協議に入りますが、これに相当時間がかかっています。特に東京・埼玉など関東圏への協議にはかなり時間がかかります。

以前は、電子申請の方が早く許可が下りるからと言われていましたが、先日確認をしたら申請書を窓口を持って行った方が、電子申請よりはわずかに許可が早いと言われました。このラッシュが落ち着くまでは国道事務所に通い詰める覚悟です。

取締りを厳しくするだけではなく、許可の事務手続きについてもきちんと整備してもらわなくては・・・申請しても全然下りてこない許可を待ってられません。

しかし、許可がなくて通行させてしまえば違反です。

許可取得、更新、経路の見直しなどお手伝いさせていただきます。



# ★産業廃棄物★

## 岐阜県使用済み金属類営業に関する条例 平成25年10月1日施行

通常、鉄スクラップの売買をする際、古物商の許可は必要ありません。

しかし、岐阜県ではこのたび、使用済み金属類営業に関する条例が施行され、使用済み金属類の売買・交換する営業または県内で行商により使用済み金属類の取引を行う場合、岐阜県公安委員会の許可を得なくてはいけなくなりました。

対象となる使用済み金属類は、貴金属、アルミニウムや鉄、銅、希少な金属、自動車やオートバイ、自転車、エアコンの室外機などで、なかには産業廃棄物として取り扱われる性質のものもあります。運搬料（処分費用）をもらって収集してきたものを売却した場合は対象外です。しかし、**売却後に排出元へ換金したり、引き取る時点でその分の値引きをする**など、金属くずに価値をつけてしまうと対象となり、この使用済み金属類営業に関する許可が必要です。

岐阜県で収集運搬業許可を取得され、金属くずを取り扱われている事業所さんはたくさんいらっしゃいます。上記の様に有価物として許可が必要なのか、必要ないのか・・・迷われたら1度ご連絡ください。

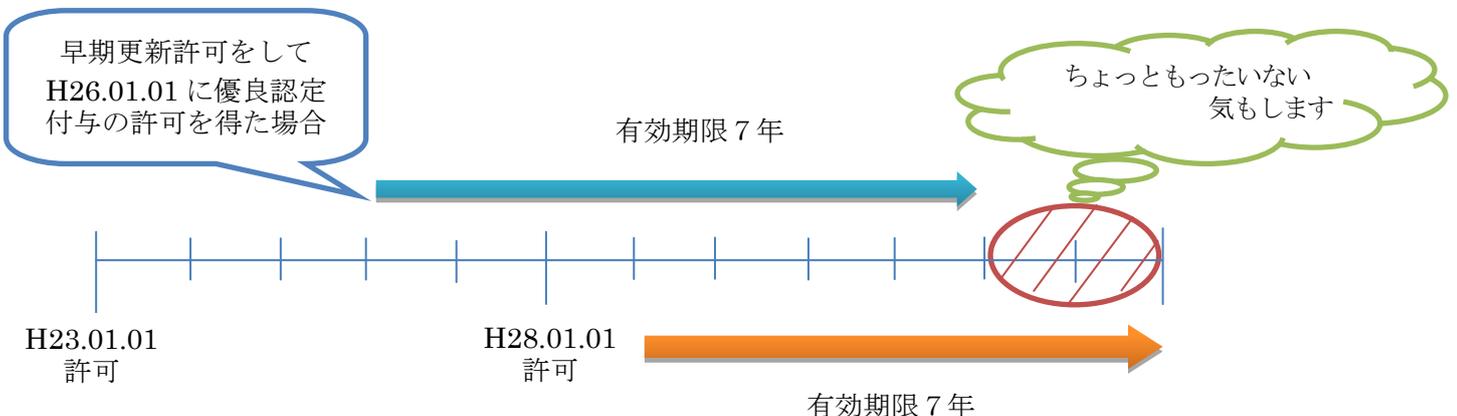
来年の3月末までは猶予期間です。それまでに申請し許可を取得していないと来年4月から岐阜県内での使用済み金属類の売買ができなくなってしまうのでご注意ください。

## 優良認定 早期許可の更新が可能になりました。

平成23年4月に改正法が施行され、その後、早期に許可の更新を迎えたために「優良確認」と「優良認定」を受けることができなかつた業者を救済するため、許可の更新期限を待たずに、優良基準への適合を審査し、基準を満たせば、優良認定を付与することができる措置が環境省から通達されました。

対象となるのは、開催法施行日以降に、一度だけ優良認定を伴わない許可更新を受けた産廃処理業者に限定されます。

優良認定されることにより、許可の有効期限が7年に延びますが、早期更新をしてしまうと、その許可が下りてから7年間になるので考え方によっては損をしてしまうかも・・・。



てっきり許可期限はそのままだに優良認定されるのかと思いましたが・・・そんなに甘くはなかつたです。